

岩手県医療局管理規程第1号

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月12日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程

医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第9号から第11号まで及び<u>第14号</u>から第18号までに規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第8号、第12号、<u>第13号</u>、第19号から第21号まで、第24号及び第25号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員の予防接種又は健康診断の場合（法律又は医療局長の定めるところによる場合に限る。）</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第9号から第11号まで及び<u>第13号</u>から第18号までに規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 会計年度任用職員の予防接種又は健康診断の場合（法律又は医療局長の定めるところによる場合に限る。）</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第8号、第12号、第19号から第21号まで、第24号及び第25号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和3年3月12日から施行する。